

事務連絡
令和7年6月30日

各 都道府県 介護保険担当課（室） 御中
指定都市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護サービス情報公表システムにおける
ファイルの誤掲載防止のための対応について（注意喚起）

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

「介護サービスの情報公表」制度については、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35に基づく都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の自治事務であり、都道府県知事及び指定都市市長（以下「都道府県知事等」という。）は、都道府県等内の本制度の対象となる介護サービス事業者（以下「公表対象事業者」という。）が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を適確に行う体制を整備する必要があるところです。

この度、介護サービス情報公表システム（以下「システム」という。）において、公表対象事業者が個人情報を含む誤ったPDFファイルを、十分に確認を行わないままアップロードし、個人情報を含むPDFファイルが公表される事案が発生しました。

つきましては、

- ・ システムの事業者向け操作マニュアルに、アップロードしたファイルが正しいファイルであるか必ずファイルを開いて確認するよう追記しましたので、その徹底をいただくよう、管内の公表対象事業者に対して周知いただくとともに、
- ・ 都道府県知事等又は指定情報公表センターにおいては、少なくとも事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）であることを外形的に確認するなど、引き続き必要な確認を行った上で受理いただくよう、ご留意をお願いいたします。

(参考) 事業者向け操作マニュアル P36

報告システム：事業者向け

操作マニュアル

● ファイルを登録する

！注意点

- アップロード可能なファイルは、拡張子が「.pdf」「.csv」のファイルになります。
(ファイル容量が 2MB を超える ファイルはアップロードできません。)

ファイルをアップロードする手順は以下の通りです。

1. 「あり」を選択し、「ファイルの選択」ボタンをクリックします。



2. お使いの PC 内でファイルを保存しているフォルダーを選択します。
3. アップロードするファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックします。
4. 「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックして完了です。

※ ボタンをクリックした後、アップロードしたファイルが正しいファイルであるか必ずファイルを開いて確認してください。ファイルを差し替える場合は、既存のとおりファイルを削除してから、正しいファイルを再度アップロードしてください。



(参考)

「介護サービス情報の公表」制度の施行について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331007 号
厚生労働省老健局振興課長通知）

別紙

Ⅲ 介護サービス情報の公表制度の実施方法等

4 事業者による報告

(3) 報告の内容

報告の内容計画の基準日前の 1 年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が 100 万円を超える事業者については、省令第 140 条の 45 の規定及び本通知に基づき、別添 1 基本情報調査票、別添 2 運営情報調査票及び事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）を報告しなければならない。

(略)

② 事業所等の財務状況が分かる書類の報告

事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

また、報告は介護サービス事業所・施設単位で行うこととするが、事業所・施設単位で会計処理を行っていない場合等、やむを得ない場合については、法人単位で公表することとして差し支えないものとする。

5 報告の受理

指定情報公表センター等は、事業者が報告する介護サービス情報について、報告内容に記入漏れ等の不備がないこと等を確認して受理するとともに、当該受理日等について、計画において適切に管理するものとする。なお、法第 115 条の 35 第 4 項の規定に鑑み、全ての公表対象事業所が（2）の期限までに報告を行うよう留意するとともに、未報告の事業所がある場合は個別に連絡を行う等、確実な報告を促すものとする。